

2021年3月

お客さま各位

新潟信用金庫

キャッシュカード規定の改定および電子化のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫は、預金規定を下記のとおり改定いたします。改定後の規定は、改定前からお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

また、本改定にあわせて、当該規定の電子化を行います。電子化により、当金庫ホームページで規定をご確認いただけることから、2021年4月1日以降は、当金庫窓口での本改定後の規定の配布は終了させていただきます。なお、ご希望される方には別途、印刷して配布いたします。

何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 改定する規定

- ・その他のサービス
 - キャッシュカード規定
 - 法人カード規定
 - ICカード特約

2. 主な改正内容

○（規定の変更）＜新設＞

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相応の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

○（法人カード規定）

利用可能銀行との直接提携をふまえた文言の追加

※2021年4月5日（月）より、ローソン銀行のATMにおいて当金庫の法人キャッシュカードの取扱いが可能となります。

3. 適用開始日

2021年4月1日（木）（法人カード規定は2021年4月5日（月））

※改定後の規定は[こちら](#)からご確認ください。

以上